

浜松湖南高校に通う生徒の保護者の皆様へ

生活困窮世帯の 授業料を減免します

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

対象について

○生活困窮世帯とは・・・

県立高校に在学する保護者等で、就学支援金の支給を受けていない者のうち、学納金を納付することが困難となった者

※収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度
(お住まいの地域によって異なります。)

○授業料納付対象は？

- ・所得制限によって就学支援金の支給対象外となっている者

注) 就学支援金を受けている方は対象外です。(既に授業料が実質無償となっているため。)

※1月31日に授業料の引き落としがなかった方は就学支援金の対象です。

申込について

- 6/5(水)までに保護者の方が、事務室へ連絡をしてください。

申請に必要な書類を準備致します。

(直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。)

※令和5年度授業料を納めていた世帯が対象です。それ以外は高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込みをしてください。

新1年生は就学支援金の申請結果の通知後10日以内(7月中旬頃)

※なお、上記期限にかかわらず、今後も生活困窮をした時から申し込みが可能です。

問い合わせ先 053-592-1625 : 事務室 藤田